

令和3年度訪問介護指図書事項一覧

21事業所中

番号	分類	指図書内容(文書指図書)	指図書法令	指摘数
1	勤務体制の確保	ハラスメント対策について必要な措置が講じられていませんでした。事業者の方針等の明確化、相談窓口を設ける等必要な措置を講じてください。	都条例第111号第11条第4項、 都条例施行要領第3の1の3(6)④	10
2	アセスメント	アセスメントが初回を含め、行われていない事例がありました。初回の訪問介護計画作成時、要介護認定の更新時、区分変更時、利用者の状態に変化があった時等には、訪問介護計画に位置付けるサービスの根拠が明確になるよう、適切な時期にアセスメントを行ってください。	都条例第111号第28条第1項、 都条例施行要領第3の1の3(20)①	4
		アセスメントが初回のみ行われ、計画変更時や利用者の状態像に変化があった際にアセスメントを行っていない事例がありました。初回の訪問介護計画作成時、要介護認定の更新時、区分変更時、利用者の状態に変化があった時等には、訪問介護計画に位置付けるサービスの根拠が明確になるよう、適切な時期にアセスメントを行ってください。	都条例第111号第28条第1項、 都条例施行要領第3の1の3(20)①	4
		アセスメントが初回のみ行われ、認定更新時、区分変更時に行われていない事例がありました。初回の訪問介護計画作成時、要介護認定の更新時、区分変更時、利用者の状態に変化があった時等には、訪問介護計画に位置付けるサービスの根拠が明確になるよう、適切な時期にアセスメントを行ってください。	都条例第111号第28条第1項、 都条例施行要領第3の1の3(20)①	1
3	計画の作成	居宅サービス計画はありましたが、訪問介護計画が作成されていない事例がありました。サービス提供責任者は居宅サービス計画の内容に沿って訪問介護計画を作成し、利用者又はその家族に説明し、同意を得た上で当該計画を交付してください。	都条例第111号第28条第1項、第2項、第3項 都条例施行要領第3の1の3(20)②③④	5
		訪問介護計画に具体的なサービス内容や日程が記載されていない、居宅サービス計画に位置付けられていない内容・異なる時間数のサービスを訪問介護計画に位置付けている事例がありました。訪問介護計画を居宅介護サービス計画に沿って作成し、訪問介護計画に位置付けた上でサービス提供を行ってください。	都条例第111号第28条第1項、 都条例施行要領第3の1の3(20)①②	1
4	評価説明	訪問介護計画作成後に当該訪問介護計画の実施状況を把握し、その実施状況や評価について利用者又はその家族に説明していることが確認できませんでした。サービス提供責任者は、訪問介護員等の行うサービスが当該訪問介護計画に沿って実施されているかについて把握し、その実施状況や評価について利用者又は家族に説明を行ってください。	都条例第111号第28条第4項、 都条例施行要領第3の1の3(20)③⑤	6
5	秘密保持	管理者や一部の従業員について、秘密保持に係る措置が講じられていませんでした。退職後も含め、秘密保持に係る誓約書を作成する等の措置を講じてください。	都条例第111号第34条第2項、 都条例施行要領第3の1の3(25)②	2
		サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合の同意を得ていない事例がありました。利用者の家族に対しても個人情報使用の同意を得てください。	都条例第111号第34条第3項、 都条例施行要領第3の1の3(25)③	1
6	業務管理体制の整備	業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていませんでした。業務管理体制の整備に関する事項を届け出てください。	介護保険法第115条の32第1項、第2項	2
7	勤務表	月ごとの勤務表が作成されていませんでした。月ごとの勤務表を作成し、併設施設との兼務関係を明確にしてください。	都条例第111号第11条第1項、 都条例施行要領第3の1の3(6)①	1
		利用者に対する訪問介護員の配置が出勤簿や勤務表から確認できませんでした。職員ごとの実働時間を適切に管理し、勤務表についても労働時間や兼務関係等を明確に記載してください。	都条例第111号第11条第1項、第2項 都条例施行要領第3の1の3(6)①②	1
8	変更届	サービス提供責任者等が変更になった際の変更の届出書類について、確認ができませんでした。省令で定める事項に変更があったときには、その旨を10日以内に都へ届け出てください。	介護保険法第75条第1項、 介護保険法施行規則第114条第1項第7号、 第131条第1項第1号	1
9	研修	研修が行われていない事例がありました。高齢者権利擁護に係る研修も含め年間計画を立て、実効性のある研修を実施してください。	都条例第111号第11条第3項、 都条例施行要領第3の1の3(6)③	1
10	サービス提供責任者の配置	サービス提供責任者の勤務時間が必要時間数確保されていない事例がありました。サービス提供責任者として、必要な勤務時間を確保してください。	都条例施行規則第141号第3条第1項第2号、 都条例施行要領第3の1の1(2)①②	1
11	サービス提供の記録	サービス実施記録と実際に提供したサービス内容が異なる事例、居宅サービス計画や訪問介護計画と整合性の取れないサービス提供内容を記録している事例がありました。居宅サービス計画や訪問介護計画に位置つけた内容に沿って提供した具体的なサービス内容等を記録に残してください。	都条例第111号第23条第1項、 都条例施行要領第3の1の3(16)①	1
12	給付費の算定(初回加算)	新規に訪問介護計画を作成していない事例がありました。適切な算定となるよう介護給付費及び利用者負担分の過誤調整を行ってください。	厚労省第19号別表1の二、 留意事項通知第2の2(19)	1
13	介護給付費の算定	請求について、算定回数は合っていますが、区分の内訳が実績記録と異なっている事例がありました。適切な算定となるよう介護給付費及び利用者負担分の過誤調整を行ってください。	厚労省第19号別表1のイの注1、 老企第36号第2の2(4)	1
14	介護給付費の算定	訪問介護計画で位置付けられた時間と異なる区分で報酬算定をしている事例、実際にサービス提供を行っていないにも関わらず報酬算定をしている事例がありました。適切な算定となるよう介護給付費及び利用者負担分の過誤調整を行ってください。	厚労省第19号別表1のイの注1、 老企第36号第2の2(4)	1